



『丹波篠山市史』古代編の構想（〈特集Ⅰ〉自治体史編さんの現在2：丹波篠山市史の取り組みと課題）

古市，晃

(Citation)

Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 17:6-11

(Issue Date)

2025-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/0100505150>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505150>



『丹波篠山市史』 古代編の構想

古市 晃

一 自治体史の位置づけ

地方の歴史を編むという行為は、少なくとも近世以来の伝統を有する。見方によつては、古く奈良時代の風土記をその中に数えることもできるだろう。近世の地誌には、現在でもその地域の歴史の基礎的文獻として参照に耐えるものが多く含まれる。また近代以降の郡誌をはじめとする、いわゆる郷土誌・史にも重要な成果が少なくない。

これらの前近代から戦前に至るまでの地方史に対して、戦後に編まれたいわゆる自治体史の特徴を大局的に位置づけるとすれば、どのように考えるべきなのだろうか。すぐれた成果を挙げた自治体史を個別に挙げることは、この場の課題ではない。また戦後の自治体史の抱える多くの課題を振り返ることもここ

では措く。ひとまず、今みたような前近代以来の地方史という、長期の過程の中で戦後の自治体史がどのようなものとして現れてきたのかをみておきたいのである。そのように考えた場合、従来の地方史と戦後の自治体史を区別する大きな特徴の一つは、前者における刊行主体が近世の藩や近代の行政府をはじめとする統治者であつたのに対して、後者の場合はいわゆる自治組織として成立した地方公共団体（自治体）である点にあるのではないかと思うのである。

このように述べてみれば、この特徴はあまりにも当然のこととして、論じるに足らないことにみえるかもしれない。しかし改めてこの当然の事実を目を向けてみるならば、刊行主体の性格の相違が、実際に刊行されてきた自治体史の方向性を大枠として規定してきたように思われる。

二 地域生活史としての自治体史

その方向性とは、自治体史がその地域の住民の歴史を明らかにするために作成されるものである以上、資料（史料）収集や叙述の方法が、必然的に地域生活史としての性格を帯びざるを得ない、というものである。こうした方向性に基づいて、戦後の自治体史では、たとえばそれまでの地方史が必然的に為政者のための歴史を描くところに力点が置かれたため、かならずしも尊重してこなかった、いわゆる地方文書と総称される村や町あるいは財産区をはじめとする各種任意団体の所有する文書群が収集されてきた。また、たとえば考古資料では、希少性の高い特徴的な遺構・遺物（たとえば宮殿・官衙遺跡や高価な陶磁器など）だけではなく、その地域の一般的な傾向を示す遺構・遺物（たとえば集落遺跡や日常生活で用いられる土器など）にも頁を割くことが行われてきた。

このような方向性によって刊行されてきた自治体史は、都道府県史から市町村史、近年では大字史なども含めて、膨大な分量に達する。この事実そのものの中に、戦後の歴史学の一定の達成を認めるべきではないかと考えるのである。

これらの自治体史では、多くの場合、関連する資料の網羅的収集がめざされてきた。現実に刊行される自治体史の本編は、

その分量に限りがあり、かならずしもすべての資料が掲載されるわけではない。しかし本編のほかに別編としての資料集の継続的な刊行により、遺漏を補う努力がなされてきた事例も多い。自治体史の刊行を通じて公開されてきた資料が膨大であることに、積極的な意義を見出したい。人々の営為の直接的な記録であり、かつ歴史叙述の根拠でもある資料群の公開とは、自治体の住民に対してのみ意味を有するものではなく、極言するならば人類共通の歴史的遺産として位置づけられるべきものと考え

る。もちろん、戦前までの地方史においても、地域の人々が遺してきた資料の収集や、地域を主体とした叙述が行われてきた事例は存在する。また戦後の自治体史のすべてが、かならずしも住民に根ざした地域生活史的側面を尊重してきたわけではない。資料収集の不十分さや、通史叙述の難解さなど、これまでに指摘されてきた自治体史の多くの問題点は、こうした課題が十分に克服されていないことに関わっているように思われる。その他、近年指摘されることの多い、整理・収集された資料が所在不明になるなどの問題は、今後取り組むべき重要な課題であろう。

しかし逆説的に述べるならば、こうした課題が指摘されることこそ、研究者のみならず、読者や住民など、自治体史に関わる人々の間で地域生活史的観点の重要性が共有されていること

を示しているように思われる。この自治体史のあるべき姿は、今日においてもその意義を失っていない。むしろ、これまでに指摘されてきたさまざまな課題を克服しつつ、地域生活史としての自治体史をどのようにめざすかが改めて問われているのではなかろうか。¹⁾

地域生活史といっても、その意味するところは多様であり得る。素朴な形でしか提示できないが、地域生活史とは、ひとまず、特定の地域と時代に暮らす人々の存在形態を具体的に提示するものである必要がある。人々の暮らす地域として、たとえば村があり、郡がある。古代では、飛鳥時代後半以降、一、三の村を束ねた行政機構として里・郷が存在した。人々の生活はこうした村や里、あるいは郡の中で展開することになるが、それのみで完結するわけではなく、たとえば郡の上に位置づけられる国や、国を超えた領域に及ぶこともあった。奈良・平安時代では、租税の一部はそれを納める人々が都まで現物を運搬する決まりになっており、そのために徴発された人々を貢調脚夫などと呼んだ。また都に集められた人々がほかの国々に逃げることもあった(浮浪・逃亡)。こうした事例はわかりやすいが、ほかに、たとえば古墳時代中期までの鉄のように、人間の生活の再生産に欠かせない物資の中には遠く朝鮮半島から取り寄せられるものもあり、人々の暮らしは直接・間接に張りめぐらされた複層的なネットワークの中で成り立っていた。

このような関係性や、関係性をあらわす資料は時代や地域によつて共通することもあるが、異なっていることもあるのである。そうした共通性や相違性の構造を明らかにしてゆくことが、とりもなおさず地域生活史構築のための基礎作業と考える。こうした作業を行う上で、特に留意しておきたいのが、二〇世紀末、阪神・淡路大震災を機に自覚化され、二一世紀に入つて頻発する自然災害を受けていちじるしい成果を挙げつつある、災害史や環境史といった自然と人間の関係性をめぐる研究である。²⁾ 従来の歴史学が人間を中心に考えることで考慮の外に置いてきた気候変動や災害、それによつて引き起こされる飢饉や疫病といった多様な問題が検討されることで、人間及び社会のあり方をより本質的に捉えようとする契機が生じているのではなかろうか。こうした動向を受け、人間を取りまく山野河海やその中に生きる動植物との関係の中に人間と社会を改めて置き直すことが、地域生活史の深化につながるものと考える。⁴⁾

三 『丹波篠山市史』の課題

ここまで述べた地域生活史の必要性と課題を踏まえ、現在、編集作業が進められている『丹波篠山市史』でそれをどのように展開させるべきか、古代編の担当者の一人として、思うところを述べてみたい。

丹波篠山市は、かつての丹波国多紀郡とほぼ一致する市域を持つ。このことからすれば、資料収集と叙述の領域として、ひとまず多紀郡が基本的な単位となることが想定される。古代では、郡が人々の日常的な生活の単位として機能していたことが指摘されており、そのことからすれば『丹波篠山市史』でも多紀郡を基本的な単位として設定すればよさそうなものであるが、それが難しい。多紀郡に直接触れる古代史料はきわめて少ないからである。それに加えて、人々の行動の範囲が郡で完結するところが多かったとしても、国家の側では、先に触れたように、国を単位として人々を管理する場合も多かった。また郡と郡の間には伝馬と呼ばれる連絡網も存在したから、多紀郡とともに丹波国を構成するほかの郡との関係も重要な課題である。

大規模な軍事動員や災害の場合、国をさらに超えた道^{ミチ}を単位とする徴発・救助が実施される場合もある。また少なくとも飛鳥時代後半以降、道には広域の交通・連絡体制として官道と駅家が設置されて公使の往来を支えていた。多紀郡が含まれる丹波国は、山陰道の一部をなす。古代国家の支配体制の中で、多紀郡に生きた人々の営為を明らかにするためには、丹波国、時として山陰道に関わる資料を収集し、それに応じた視野をもつて検討する必要があることになる。

こうした視点で、これまでに刊行された多紀郡、また丹波国に関わる自治体史を見渡すならば、そこには大きな問題がある

ことに気づかされる。明治に至り、丹波国は京都府と兵庫県に分割されたため、自治体史もまたそれぞれの府県に属する郡を中心とした構成を取っていることである。たとえば『兵庫県史』古代編^⑤における史料収集は、基本的に兵庫県に限定され、京都府に属する桑田・船井・天田・何鹿四郡に関わるものが明らかな史料は含まない。一方、京都府下の自治体史として高い水準にある『新修亀岡市史』資料編第一巻^⑥（丹波国桑田郡域を含む）は、和銅六年（七二三）の丹後国分立以前は丹後国を含み、また大嘗祭の主基国関係など、丹波国全域に関わる史料をも収集するが、多紀・氷上の二郡については基本的に採録していない。

しかしいうまでもなく、このような府県の区分は近代以降に生まれたものであり、古代の丹波国全域を対象とする支配のあり方や、国や道を単位とする人々の有機的な関係を把握するためには制約というほかはない。もう一つの大きな問題は、丹波がかつて、和銅六年（七二三）に丹後国として分立する五郡を含み、計一郡で構成されていたことである。丹後はすべて京都府に含まれるから、兵庫県下の丹波に属する自治体史で、分立以前はともかく、分立後の丹後に関わる史料が収集されたり、関連する記述がなされることはほとんどない。

ただ実際には、古代丹波の中で中心的な位置を占めた可能性がある丹波郡丹波郷は丹後国に属するように、丹後との関係を抜きにして丹波の古代を明らかにすることはできない。このこ

とは、たんに行政区分上の問題ではない。古代の丹波を代表する氏族の一つに丹波直氏がいるが、同氏は丹波と丹後の双方に広く分布したことが知られている。分割以前の本来の広大な丹波国には、人々の生活世界として機能した側面があったということになるだろう。

本来存在した国の領域が後に分割された事例として、たとえば吉備がある。吉備は元々、現在の広島県東部から岡山県、さらには香川県の一部（小豆島は、古代・中世には備前国児島郡に含まれていた）を含む広大な領域を占めたが、和銅六年（七二三）に美作、備前、備中、備後の四国に分割され、近代には備後は広島県、残る三国は岡山県に編成された。そのため自治体史としても、備後は広島県、他は岡山県の自治体史で扱われることになった。実際に刊行された『岡山県史』⁷⁾、及び『広島県史』⁸⁾では、互いに他県の領域についての言及は少ない。飛鳥時代以前、吉備は列島有数の地域勢力として興隆するが、その内部における地域勢力の關係が、これらの県史では明らかにされているとは言い難い。自治体史を刊行する際の基準として、その自治体に含まれる旧国や旧郡を対象を限定することがしばしば行われる。一冊の分量や巻の構成に限りがあることを考えるならば、史料が豊富に残る近世史や近現代史の場合であれば、それは妥当な判断ともいえるだろう。しかし史料が少ない古代史の場合、こうした区分が地域社会本来の有機的な關係を断ち

切ってしまう可能性があることには、十分な注意が向けられるべきである。

四 一体的領域としての丹波・丹後

目下編纂中の『丹波篠山市史』古代編では、先行の自治体史によって明らかになっているこれらの課題を克服するような方針が必要となるだろう。そのためには、史料収集と叙述の対象として、古代の丹波国にとどまらず、丹後国をも含むことが必要となる。先行する自治体史では、兵庫県下でも、京都府下でも、丹波・丹後両国の史料を通覧できる古代編は、これまでに刊行されたことがない。実現すれば、『丹波篠山市史』は、古代の当初に存在した丹波国を総体として把握できる初の自治体史として、重要な位置を占めることになるだろう。

古代当初の丹波を全体として把握することは、丹波篠山市とほぼ重なる領域を持つ多紀郡の特徴を捉えるためにも有意義である。たとえば、多紀郡には『延喜式』に名神大社とされる櫛石窓神社が鎮座している。これは二座、つまり祭神は二柱とされている。この二座が、宮中の神祇官西院に祭られる櫛石窓神、豊石窓神の本神にあたる⁹⁾ことが、古くから指摘されている。この二神は、宮中に出入りする門の警護を担っていた（『延喜式』八、祝詞、御門祭条）。

一方、丹後国丹波郡には名神大社大宮売神社があり、神祇官西院にはやはり同名の大宮売神が祭られる。この神は天皇が出御する大殿と、宮中に供する酒を醸造する造酒司に祭られ、天皇と臣下の間を取り持ち、場を和ませる役割を負っていたとみられる（『延喜式』八、祝詞、大殿祭条。『古語拾遺』）。

多紀郡と丹波郡で祀られるこれらの神々は、いずれも天皇の近くにあつてその身体の安寧を守護していたわけである。このことは、古代当初の丹波国が、全体として天皇、またその前身としての倭王と近い関係にあつたことを踏まえなければ理解できない。

古代の多紀郡の特徴を明らかにするためには、まずは本来の丹波国の枠組みをどう理解するかが重要であることが、これらの事例に示されている。こうした作業を通じて、これまで明示されにくかった人々のつながりを見出せる可能性もあるだろう。『丹波篠山市史』 古代編が、これまでの分断を超え、地域生活史としての新たな枠組みを提示できるよう、注意深く編纂作業を続けてゆきたい。

註

- (1) 自治体史のあり方をめぐる提言として、さしあたり岩城卓二「記念事業としての市史編纂」（『歴史評論』八四・一、二〇二〇年）を参照。
- (2) 中塚武監修『気候変動から読みなおす日本史』一〇六（臨川書店、

二〇二〇～二〇二一年）他。

- (3) 塚本学『生類をめぐる政治—元祿のフォークロア』（平凡社、一九八三年）

- (4) このことに関連して、生業史・環境史的観点が重要であることを拙稿「古代地域社会論の現状と課題」（『歴史科学』二五〇、二〇二二年）で述べた。

- (5) 史料編古代一～三は一九八四～一九八六年。なお「古代補遺」が史料編中世九に付される（一九九七年）。

- (6) 二〇〇〇年刊行

- (7) 古代編にあたる第三巻（古代二）は一九八九年刊行。

- (8) 「原始・古代」は一九八〇年刊行。

- (9) 栗田寛『神祇志料』（二八七一年成稿）。